

処 分 基 準

基準の名称	シルバー人材センターに対する監督命令	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	4 2	シルバー人材センターに対する監督命令
基 準 の 内 容		
<p>知事は、シルバー人材センターの規定を施行するために必要な限度において、シルバー人材センターに対し、高齢者等の雇用の安定に関する法律第42条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p>		